

安全保障貿易管理ガイドンス（入門編）第二版（案）に対する意見公募手続の結果について

令和4年3月7日  
経済産業省  
貿易経済協力局  
安全保障貿易検査官室

「安全保障貿易管理ガイドンス（入門編）第二版（案）」について、令和4年1月31日から同年2月21日まで意見公募手続を実施いたしました。

1. 意見公募実施方法

- (1) 募集期間：令和4年1月31日（金）～令和4年2月21日（月）
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び経済産業省ホームページに掲載
- (3) 意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム及び電子メール

2. 提出意見数

13件

※このほか、本ガイドンス（案）とは関係のない御意見（2件）をいただいておりますが、こちらについては今後の参考とさせていただきます。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第43条第2項に基づき、提出された御意見は整理又は要約しております。提出された御意見については、整理又は要約していないものを安全保障貿易検査官室において閲覧に供します。

該当箇所	提出意見	提出意見を考慮した結果
6頁	○1. 規制の概要の表中の対象地域の分類について、グループAをホワイト国にもどして欲しい。	現在、輸出貿易管理令別表3に該当する国については「ホワイト国」という通称は使用しておらず、原案どおりとさせていただきます。
14頁	○2. (1) 技術の提供の全体像の表中の人的交流による提供について、「海外での技術討議、非居住者への技術指導（国	御意見を踏まえ、「非居住者への技術指導」の次に「・情報の提供」を加えることといたします。

	内外問わず)、特定類型に該当する居住者への技術指導・情報の提供など」を「海外での技術討議、非居住者への技術指導・情報の提供（国内外問わず）、特定類型に該当する居住者への技術指導・情報の提供など」に修正して欲しい。	
19頁	○表中の「受領者が提供者の指揮命令下でない」「受領者が提供者の指揮命令下にある」を、それぞれ「受領者が提供者の指揮命令下でない（例：学生／雇用契約のない研究員、派遣社員）」「受領者が提供者の指揮命令下にある（例：教職員、従業員）」にして欲しい。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「 <u>受領者が提供者の指揮命令下でない（例：雇用契約のない研究員、インターンシップの学生等）</u> 」 「 <u>受領者が提供者の指揮命令下にある（例：従業員等）</u> 」
20頁	○ポイント中の「派遣社員を雇用し、他社へ派遣する派遣元企業においては、「（１）自社で雇用する従業員」に沿った確認が必要になります。」を、「派遣社員を雇用し、他社へ派遣する派遣元企業を含む、日本法人は「（１）自社で雇用する従業員」に沿った確認が必要になります。」に変更して欲しい。	御意見いただいた箇所は「派遣社員の特定期型の該当性の確認について」の記述であるため、原案のとおりとさせていただきます。
20頁	○ポイント中の「派遣社員を受け入れる派遣先企業においては、特定期型の該当性の確認を行っていただく必要はありません。」を「派遣社員を受け入れる派遣先企業においては、派遣社員に対して自己申告による特定期型の該当性の確認を行っていただく必要はありませんが、通常取得することとなる契約書等の書面において特定期型の該当性を確認する必要があります。」のような表現に変更して欲しい。	派遣先企業から派遣社員への技術提供については、派遣先企業から派遣元企業、派遣元企業から派遣社員への技術が移転したものと解釈されます。このうち、派遣先企業と派遣元企業のいずれも本邦企業である場合は、派遣先企業から派遣元企業への国内技術提供は居住者（法人）同士の取引となり、外為法上の管理対象となりません。 したがって、派遣先企業においては、派遣社員の特定期型の該当性の確認を行っていただく必要はありません。 輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令案等に関する意見公募手続の結果について（令和3年11月18日）のNo.146をご参照ください。
24頁	○（２）包括許可において、特定取引に対して包括許可（特一包括）を適用できることの記載がない、特別一般包括の適用を明確に記載して欲しい。中国を事例とした場合、最終利用者である非居住者から核兵器等や軍事用途に“利用	特定取引においても、包括許可を適用することは可能です。ただし、特別一般包括許可を使用して技術の提供をする場合、技術の提供をしようとする者は経済産業省に届出を行った内部管理規程に基づく社内審査を行う必要があります。

	<p>する”との回答が得られないとここに合致しない、更に“利用されるおそれがある”『①共産党政府等は、外国ユーザーリスト（約80社）にも当たらない、②別表行為に利用する場合は、極一部あるが、③インフォームを受けていない場合』にも当たらない。もちろん、“利用される疑いがある”（第3者の情報）にも当然当たらない。よって、失効、届出、報告の必要無く、普通に特一包括を適用して提供できることになる。この理解でよろしいか。</p>	<p>このため、提供しようとする技術の需要者及び用途を確認し、その内容が包括許可要領で定められた条件に合致している場合に限り、当該許可証を使用して提供することができます。</p> <p>従いまして、失効、届出、報告の履行が必要とされる場合において、これらを履行しなかった場合には、無許可提供や条件違反等を問われることとなります。</p> <p>なお、特別一般包括許可の条件の欄に規定する「利用される場合」等の詳細・解釈については、包括許可要領の別表3、4の「許可条件の適用」欄をご確認ください。また、当該欄で引用している「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」等で使用している用語の解釈については、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」に記載がありますので、ご参照願います。</p> <p>また、御意見を踏まえ、「(2) 包括許可」の本文に「また、特定取引においても、許可条件の範囲内において包括許可を適用することは可能です。」を加えることといたします。</p>
27頁	<p>○VII. 法令違反に対する罰則等について、刑事罰、行政制裁等の罰則が書かれているが、実際に数十億円の罰金が科されることは稀であると思われ、抑止効果としては疑問を持っている。そこで、「不正行為を行えば、強制捜査が入ることもあり場合によっては経営者が逮捕されることもあり得る」という一文を加えるのは如何か。</p>	<p>捜査・司法当局に関わる内容のご意見であり、原案どおりとさせていただきます。</p>
34頁	<p>○一番目の「ポイント」について、「適切な取引審査を行うために…従業員等を受け入れる際等において、事前に…把握しておく必要があります。」とある。この部分は、特定取引の取引審査における特定類型把握の必要性を述べたものと理解しており、その把握を行う時点は、従業員等を受け入れて（採用して）、指揮命令下に置いた後の時点のことと考えてよろしいか。一方、「従業員等を受け入れる際等において事前に…把握」の「事前」には、文言上は、「従業員等を</p>	<p>特定類型該当性の確認については、提供者の指揮命令下にある居住者であれば、「当該居住者が指揮命令に服した時点」及び「指揮命令に服する期間中」に行う必要がありますので、「従業員等を受け入れる際等において」と記載しております。なお、提供者の指揮命令下でない居住者の特定類型該当性の確認についても念頭に置いているため、「等」を付記しております。</p> <p>また、特定類型該当性の確認については、規制技術を提供するまでの間に行う必要がありますので、当該規制技術の提供に関する</p>

	受け入れるかどうか（採用するかどうか）」を決める前の時点も含まれ得ると考えられる。その場合、仮に、法人が、採用応募者からの提出書類の記載内容から、あるいは採用応募者本人から申告させる形で当該応募者の特定類型該当性を事前に把握し、その情報を当該応募者の採用・不採用の判断要素とすることとした場合、そのような対応について、貴省として何らかの見解があれば伺いたい。	る取引審査を行うまでの間に、相手が特定類型に該当するか否かを把握する必要があるという趣旨で「事前に」と記載しておりますが、従業員を採用する前の確認についてここで念頭に置いているわけではありません。
39頁	○（１）主な貨物の特例の表中の無償特例について、現状の表現では『①は空容器を輸入し、充填した容器の返送』と『②は、充填した容器で、空容器を輸入する』の２パターンと誤解し、４パターンとも適用できることが理解されないため、わかりやすくなるよう修正して欲しい。	該当箇所については一般的な概要を説明しているものであるため、原案どおりとさせていただきます。
43、 44頁	○（１）輸出管理体制図等について、「このため、技術の提供に係る取引審査にあたっては、事前に特定類型の該当性の確認が求められることから、人事担当部門との連携等により、従業員等を受け入れる際にその確認手続をすることを推奨しています。」を「このため技術の提供に係る取引審査にあたっては、事前に特定類型の該当性の確認が求められることから、 <u>従業員等を受け入れる際には人事担当部門による特定類型該当者又は利益相反に関する届出者の確認等の連携した手続を推奨しています。</u> 」に修正して欲しい。	御意見を踏まえ以下のとおり修正します。 「なお、技術の提供に係る取引審査に・・・取引審査が必要となります。このため、技術の提供に係る取引審査にあたっては、事前に特定類型の該当性の確認が求められます。 <u>従業員等を受け入れる際には特定類型該当性の自己申告を求めるほか、既に勤務している従業員については兼業等の報告状況を確認するなど、人事担当部門と連携した確認手続を推奨しています。</u> 」
46頁	○「経済産業省への届出制度」について、「輸出者等遵守基準を定める省令」の改正により、「輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社」に対する指導等は努力義務となる一方、「輸出管理内部規程の届出等について」の「外為法等遵守事項」では、子会社及び関連会社に対する適切な指導は義務となる。グループ会社のガバナンスを強化するために、CPを届けている企業は、子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わるか否かに拘わらず、子会社及び関連会社に対する適切な指導は義務であることを本ガイダンスに明文化して欲しい。	御意見につきましては、「当該届出は、「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第9号）に基づき行っていただきますが、輸出者等遵守基準省令により努力義務として規定されている監査、教育（研修）、子会社への指導等及び文書管理については、届出企業として厳格な輸出管理を行っていただくため、これらについては、確実に実施していただく必要があります。」との記載により明確に示しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。

5 1 頁	<p>○3. 文書管理の表中における「保存書類（輸出関係書類等）」の（特定類型該当性の確認に係る書類を含む）や「文書保存期間」の「特定類型該当性を確認した記録については、該当の有無に拘わらず」について、輸出管理書類には特定類型該当性の確認に係る書類も含まれることに伴い、輸出管理において個人情報の管理も必要となると理解するが、当該個人情報の管理に関し、輸出者としての注意・留意事項、適切な管理（個人情報保護法に基づく“安全管理措置”等）に関する方法、指南等を供して欲しい。</p>	<p>各企業における個人情報の管理については、従来どおり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令に基づき、適切に行ってください。</p>
5 2 頁	<p>○「お問い合わせ窓口」において、安全保障貿易政策管理課のメールアドレスを記載して欲しい。理由は、経産省安全保障貿易管理 HP に掲載の「貨物のマトリクス表(Excel版)」において一部カギ括弧が不正確であることから、この点を通報する先を知らせて欲しいため。</p>	<p>マトリクス表に関するご意見・ご質問については、「全般的な相談窓口（輸出/役務取引許可申請等に係る申請手続は除く）：<a href="mailto:qqfcbh@meti.go.jp">qqfcbh@meti.go.jp</a>」へお願いします。</p>
別添 1	<p>○「特定類型該当性の確認」について、「また、社外への規制技術の提供であって、相手先が自然人である居住者となる場合は、その技術の提供前までに当該居住者の特定類型該当性を同様に確認する。」を「また、社外への規制技術の提供であって、相手先が自然人である居住者となる場合は、その技術の提供前までに当該居住者の特定類型該当性を、<u>商慣習上その技術提供取引を行う上で通常取得する契約書等の書面で確認する。</u>」に修正して欲しい。</p>	<p>御意見等を踏まえ以下のとおり修正します。 「また、社外への規制技術の提供であって、相手先が法人ではなく、自然人である居住者自身となる場合は、その技術の提供までに当該居住者の特定類型該当性を確認する。」</p>
別添 1	<p>○特定類型該当性の確認について、「…社外への規制技術の提供であって、相手先が自然人である居住者となる場合は、その提供までに…」とあるが、下線部をより厳密に記述するなら、「<u>技術を受領する者が技術提供取引の相手先である自然人である居住者となる場合</u>」ということになるかと思うが、そのような理解でよろしいか。ここでは「<u>技術を受領する者が技術提供取引の相手先である法人の従業員となる場合</u>」を含むものではないという理解でよろしいか。そのような理解でよろしければ、その点について誤解のないよう、当該部分の記述を見直されることを提案する。</p>	<p>御意見等を踏まえ、以下のとおり修正します。 「また、社外への規制技術の提供であって、相手先が法人ではなく、自然人である居住者自身となる場合は、その技術の提供までに当該居住者の特定類型該当性を確認する。」</p>

別添 2	○該非判定書の記載例として、該非判定責任者、該非判定上長、判定者の3者の判定年月日をそれぞれ記載する例が示されている。判定書内には従前から承認年月日の記入欄があることから3者による判定年月日の重要性はさほど高くないようにも考えられるが、このように変更された背景・理由を教えて欲しい。	各決裁者がどの時点の法令に基づいて決裁をしたか等を明確化し記録として保存していただくことを想定したものです。なお、各帳票類の例は、一つの参考例を示したものですので、実際の活用にあたっては、各企業・機関の実情に合わせて適宜修正してご活用ください。
別添 3	○みなし輸出管理と特定取引との関係を明確にするため、「みなし輸出管理」の定義を「国内における技術の提供であって、居住者から非居住者に対する規制技術の提供を目的とする取引(特定取引を含む)の管理のこと。」に修正して欲しい。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  用語：特定取引 説明等：特定類型に該当する居住者に対して技術を提供する取引。 <u>みなし輸出管理の対象。</u>
別添 4	○各事例の①から⑧の様式について、個別許可を申請するような場合には使えないことも無いが無駄に枚数が多いだけである。②の用途チェックシートを事例とすれば、別表行為以外でこれで“はい”となることは無い。このような調査を実施するのであれば、用途そのものとそのエビデンスを記載し、民生用途であることを確認するチェックシートにすべき。取引の90% (99%) 以上が懸念が無い取引であり、そのことを示すことができるチェックシートを提案願いたい。また、⑧監査チェックシートに関しては、経産省が実地監査（親企業の子会社監査）で評価する様式であり、各企業内の各部門を監査する内容でないため、そのような事例を示していただきたい。	今後検討の参考とさせていただきます。「用途チェックリスト」をはじめ、各帳票類の例は、一つの参考例を示したものですので、基本的に原案どおりとさせていただきます。実際の活用にあたっては、各企業の実情に合わせて適宜修正してご活用ください。
別添 4	○「取引審査票の記入方法」中の⑥需要者の「特定取引の場合は、特定類型該当者に強い影響を与えている外国法人等又は外国政府等について、名称及び所在地を省略せずに記入を「特定取引の場合は、特定類型該当者に強い影響を与えている外国法人等又は外国政府等について、名称及び所在地を省略せずに記入(未定又は公開情報等によって把握できず不明である場合には「不明」と記載する)」と修正して欲しい。	特定取引については、需要者を原則記入いただくようお願いいたします。
別添 4	○「取引審査票の記入方法」中の⑦用途の「最終用途がわか	用途については、分かる範囲でご記入をお願いします。どうし

	るように具体的に記入」を「最終用途がわかるように具体的に記入(※特定取引の場合で、最終用途について公開情報等によって把握することができない場合には「不明」と記載する)」と修正して欲しい。	ても不明な場合、特定類型該当者に対してどのような用途か確認していただけたら幸いです。
別添5-1、5-2	○別添5-1は役務通達の誓約書そのものを引用しているが、別添5-2は引用では無いので、⑨(⑩)等に変更すべきである。	本ガイダンスにおいては、例えば、「別添1 輸出管理手続の実務マニュアルの例」のように当省が本ガイダンスのために新たに作成した資料についても「別添資料」としており、「理由」でお示しいただいた意味合いのものとは整理しておりません。
別添6	○別添6について、たいして困難でないフローチェックは全く意味がなく、別添5-1(又は別添5-2)で十分である。むしろ、特定類型①、②になった場合に、その背後の非居住者を含めて、その特定類型の懸念度を判定する資料を作成していただきたい。ホワイト奨学金制度・又は団体リストを作成し、そのリストの奨学制度であれば、特定類型に該当しないようにすべきである。	御意見を踏まえ、別添6については「特定類型該当性確認のための簡易YES/NOチャート」とさせていただきます。
—	○CLの評価項目2-4(1)の、当該情報の信頼性を高めるための手続きには、具体的にどのようなものが含まれるのか。例えば登記情報の確認や、帝国データバンク等による信用調査なども含まれるのか。また、このような手続きはCPやその下位規定等に定めるべきか。	本ガイダンスに記載の内容ではございませんが、「輸出管理内部規程の届出等について」(輸出注意事項17第9号)の様式3の輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)において、情報の信頼性を高めるための手続きについては、CLの評価項目2-4(2)の備考欄に確認方法の具体例を記載しております。また、その他パブリックコメントの質問にもありましたが、輸出等に関係しない第三者で企業情報の提供を行っているCISTECやDowJonesなども一つと考えられます。 今回の輸出者等遵守基準省令及び輸出管理内部規程の届出等について(輸出注意事項17第9号)の改正により「情報の信頼性を高める手続きに従い用途・需要者を確認する」ことを追加していますので、会社の規定構成によりますが、CPに規定していただき、具体的な手続きについては、下位規定等に定めるようにしてください。
—	○CLの評価項目7-2(1)及び(2)について、子会社に親会社の輸出等の管理業務の一部を担わせることがなけれ	本ガイダンスに記載の内容ではございませんが、「輸出管理内部規程の届出等について」(輸出注意事項17第9号)の様式3の輸

	<p>ば、CLの当該項目の対象とはならず、具体的な指導方法等について規程類に記載する必要はないのでしょうか。また、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社を有しておらず、CPの変更は生じない場合でも、すでに受理票を受け取っているCPと同じものを届出し、新CP受理票の発行を受ける必要があるのでしょうか。</p>	<p>出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）において、輸出者等が子会社に輸出等の管理に係る業務を実施させることが全くない場合には、当該子会社は、CLの評価項目7-2（1）及び（2）の対象外と理解いただいて構いません。</p> <p>その場合にあっても、令和4年5月1日から10月31までに輸出管理内部規程（CP）の内容変更の届出を行い、新CP受理票の発行を受けてください。</p> <p>なお、今後会社の組織編成等により対象子会社が存在することになれば規程等の改正が伴いますので、その点十分留意の上、対応をお願いします。</p>
<p>一</p>	<p>○CLの評価項目9-1A欄について、既に勤務している社員にあっては就業規則の副業行為等の利益相反行為を禁止・申告制にして対応している場合、A欄の2にあたるものと思われるが、一方で、採用時については誓約書による自己申告によって特定類型該当性を確認するが、特段規定等では定めていない場合はA欄4の定めていないになるのか。</p>	<p>本ガイダンスに記載の内容ではございませんが、「輸出管理内部規程の届出等について」（輸出注意事項17第9号）の様式3の輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）において、CLの評価項目9-1A欄については、就業規則等、輸出管理内部規程以外の規程において「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）別紙1-3で示すガイドラインを踏まえた手続が規定されている場合を想定しています。</p> <p>したがって、取引の相手方が「指揮命令下にある場合」には「役務通達」別紙1-3の1（2）に従った確認を行うことについて、取引の相手方が「指揮命令下でない場合」には「役務通達」別紙1-3の1（1）に従った確認を行うことについて、輸出管理内部規程以外の規程において具体的な手続が規定されている場合は、CLの評価項目9-1A欄の②に該当することとなります。</p>

※上記のほか、誤表記や修辭上の修正等、所要の修正をさせていただきます。